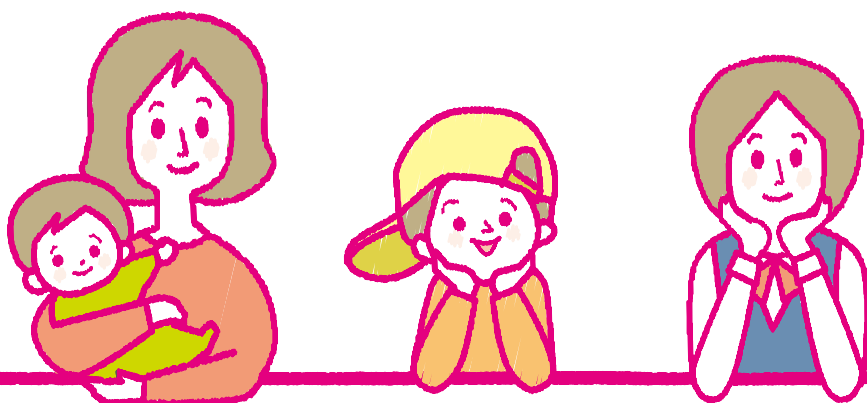




河津町こども計画

概要版

令和7年3月
河津町

計画策定のポイント

1

「市町村こども計画」(市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進計画を含む)と「子ども・子育て支援事業計画」(市町村行動計画を含む)を一体的に策定。

2

子どもや親自身、さらには地域全体も成長していくことができるまちづくりを目指すとともに、支援を必要としている子ども・若者が取り残されないまちづくりを目指して各施策・事業を展開。

3

子育て当事者や子どもの意見を計画へ反映させるため、アンケート調査を実施。子育て家庭への経済的支援等のさらなる強化を図り、子どもの貧困対策を推進。

第1章 計画策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。また、同法に基づき、同年12月には子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

このような状況を踏まえ、「第2期河津町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度をもって終了することに合わせ、子ども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「河津町こども計画」を策定します。

計画の位置づけ

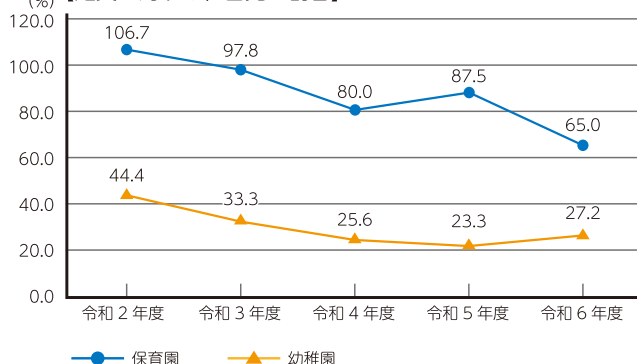
- 市町村こども計画
- 市町村行動計画
- 市町村子ども・若者計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 子どもの貧困対策推進計画

計画期間

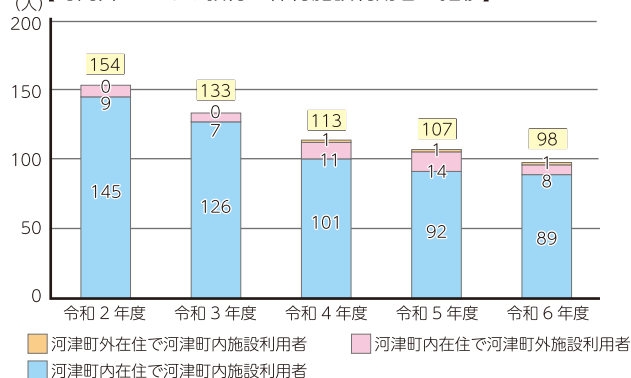
令和7年度から令和11年度までの5か年

第2章 河津町のこどもをとりまく現状

【定員に対する在園児の割合】



【町内外における教育・保育施設利用者の推移】



定員に対する在園児の割合は、令和6年度現在保育園が65.0%(定員数40人)、幼稚園が27.2%(定員数180人)となっており、町内外における教育・保育施設利用者数は、令和6年度現在98人となっています。少子化が進み定員に余剰が発生しているため、施設運営の見直しが必要とされています。

第3章

基本理念

基本理念

『育てるまち かわづ』

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。明るく活気あるこれからの河津町を築き上げていくのは、その子どもたちです。

河津町で生まれ、育った子どもたちが、家族や地域に心から祝福され、未来を担う子どもたち一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、子どもや親自身、さらには地域全体も成長していくことができる、育てるまちづくりを目指します。

第4章

基本目標・施策の展開

基本目標 ① 地域における子育て支援の充実

- (1) 子育てに関する情報・相談体制の充実
- (2) 子育て支援ネットワークづくりの推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

【主な内容】

- ・ こども家庭センターを設置し、より一体的な体制の中で相談者のニーズに合った的確なアドバイスができるよう、支援します。
- ・ 出産費の助成を行うなど、子どもを産み育てやすい環境を整備し、各種制度の充実を図ります。

基本目標 ② 子育てにやさしい生活環境の整備

- (1) 職業生活と家庭生活との両立の支援
- (2) 子どもの安全対策の推進

【主な内容】

- ・ 仕事と出産・子育ての両立が可能な職場環境づくりに向けて、男性の育児休業制度の普及・啓発・推進の広報活動に努めます。
- ・ 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、安全で安心な居場所として、放課後児童クラブを運営します。

基本目標 ③ きめ細かな取組を必要とする子どもと家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等への自立支援の推進
- (3) 障がいのある児童等への支援
- (4) 子ども・若者のこころの健康づくりへの支援

【主な内容】

- ・ こども家庭センターを中心に、関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや子育て家庭に関する相談に対応するとともに、定期的に実施している育児相談の周知を図ります。
- ・ 関係機関による発生予防、支援のための連携による虐待防止のネットワークの強化を図ります。

第5章

子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策

本計画では、町立幼稚園における教育事業及び私立保育園、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所において保育事業を実施します。また、右表に示す12の地域子ども・子育て支援事業を実施します。

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業ともに近年の町の少子化の状況から待機児童の発生やサービスの定員不足の状況はありませんが、引き続き教育・保育の提供体制の推進を図るとともに、少子化が進む中でも継続的に教育・保育事業が提供できるよう、施設の統合等を検討します。

事業名

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- (3) 一時預かり事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- (7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (8) 妊婦健康診査事業
- (9) 産後ケア事業
- (10) 妊婦等包括相談支援事業
- (11) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

第6章

計画の推進

計画の推進体制

【主な内容】

- ・ 推進体制の確立
- ・ 情報提供・周知
- ・ 広域調整や県との連携
- ・ 障がい児支援体制の推進

計画の進行管理

関係機関や団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。その結果については、その後の施策の実施に反映していくとともに、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

河津町こども計画 概要版

令和7年3月

発行：河津町 福祉介護課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

電話：0558-36-3232 / F A X：0558-34-1811